

第2回 鈴鹿市特別職報酬等審議会 議事録

日時 令和7年11月25日(火) 14時00分～15時00分

場所 鈴鹿市役所 本館6階庁議室

出席委員 片山委員、直原委員、杉本委員、田中彩子委員、田中利佳委員、

【開会】

事務局 開会の挨拶

会長 それでは、只今から令和7年度第2回鈴鹿市特別職報酬等審議会を開会いたします。本日は、審議の後、答申書案を作成したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から、第1回会議のまとめ及び第1回会議におきまして作成をお願いしました資料の説明をお願いします。

その後、報酬等と期末手当について、それぞれ皆さんに御意見を伺いたいと思います。

事務局 それでは事務局から御説明いたします。

まず、前回の会議のまとめという事でございますが、前回は、事務局から、過去の特別職報酬等審議会の開催状況と対応結果、本年度の人事院勧告と三重県の人事委員会の勧告の内容、本市の人口及び財政状況等、県内各市あるいは類似団体の報酬月額等の状況について御説明いたしました。その後、各委員から御意見をお伺いしました。

各委員の意見の概要としましては、

- ・報酬額を引き上げることで、若い方々に議員というものに魅力を感じてもらい、人材確保につながるのではないか。
- ・民間企業の初任給や最低賃金も上がってきているので、鈴鹿市の特別職についても少しでも引き上げることを検討してもいいのではないか。
- ・優秀な人材の確保のために議員の報酬額の引き上げは必要かと思うが、報酬額を引き上げて若い方や優秀な方の立候補が増えるのかは疑

問がある。

・議員定数を見直したうえで、議員報酬を引き上げるという議論もできるのでは。

という御意見がございました。

次に、前回の審議会にて委員の皆様から頂戴しました御質問等について回答いたします。

まず議員の退職金につきまして御説明いたします。

市長及び副市長に退職手当が支給される根拠は、地方自治法第 204 条第 2 項の規定に基づき、市が条例により支給することを定めていることにあります。一方、議員については地方自治法に退職手当に関する定めがありませんことから、鈴鹿市に限らず、全国の地方自治体において、議員については退職金がございます。

なお、過去には議員退職年金制度がございましたが、平成 23 年に当該退職年金制度は廃止されております。

次に、市長、副市長と議員の期末手当に 0.6 月の差がつけられている理由につきましては、明確な根拠を確定することができませんでしたが、平成 9 年度人事院勧告にて、特別職の勤勉手当を廃止し、期末手当に一本化されております。その際の特別職報酬等審議会におきまして、0.6 月の差をつけることが決定され、答申されております。

最後に、委員から議員の政務活動費や議員数、平均年齢等を他市と比較したいとの御意見がございましたので、資料を用いて御説明いたします。

お配りしております「資料 1」をご覧ください。

上段の表に、県内近隣市の人口、令和 6 年度決算額、職員数、年間収入額、市長及び副市長の退職手当を記載しており、下段の表に、議員数、政務活動費、選挙時の平均年齢、選挙当選率を記載しております。

県内におきまして、人口や決算額からみますと、鈴鹿市は、四日市市、津市に次ぐ 3 番目の規模の自治体と言えますことから、特別職報酬等は県内 3 番目の額を維持しております。

また、前回第 1 回の本審議会におきまして、議員定数や議員の年齢についての御意見がございましたので、御説明します。下段の表の「人口当たり議員数」につきまして、人口を議員数で割った数を示しており、数字が大きいほど人口と比較して議員数が少ない自治体となりますので、近隣市においては、3 番目に議員数が少ない自治体ということになります。

議員の平均年齢につきましても、全国平均を下回っており、近隣市と

比較して突出して平均年齢が高いというわけではないことが見て取れるかと思えます。

以上の内容が、第1回の審議会で各委員の皆様からいただいた御意見の概要及び御質問に対する回答でございます。

続きまして、第1回の審議会におきまして事務局へ提案をいただきました、報酬額を引き上げる場合の議論の目安となるような、改定率によるシミュレーション資料について御説明いたします

お配りしております「資料2」を御覧ください。

第1回の審議会におきまして、特別職報酬等は引き上げる方向での御意見が多数ございましたので、引き上げる場合の議論の目安となるよう、改定率をAからEまでの5パターンお示しさせていただきます。

まず、こちらは資料最上段に本市特別職の現行の報酬等月額及び期末手当を記載しております。

この現行の報酬・給料月額、期末手当に対しまして、AからEの改定内容により引き上げた場合に、それぞれの特別職の1人当たり年収がいくら増加するのかを記載しております。なお、市長については1人ですので、「1人当たり増加額」と「全体経費増額」は同額となりますが、副市長は2人分、議員は28人分となりますことから、「1人当たり増加額」に人数を乗じた額を全体経費増額として記載しております。

それでは、改定案AからEの改定率の算出根拠を御説明いたします。

Aにつきましては、特別職の期末手当を令和7年度人事院勧告に基づく期末手当支給月数の改定である「0.05月」を引き上げた場合となります。この場合の一人当たりの年間収入の増加額としましては、市長が65,400円、副市長が50,400円、議長が37,860円、副議長が33,300円、議員が30,000円となります。

次に、Bにつきましては、報酬・給料月額を2.8%引き上げた場合です。この改定率2.8%は、国の特別職が改定の準拠としている人事院勧告における指定職俸給表の令和7年度改定率である2.8%を算出根拠とするものです。

次に、Cにつきましては、AとBの改定内容を合わせた案、つまり月額報酬を2.8%引き上げ、期末手当を0.05月引き上げた場合となります。

次に、Dにつきましては、報酬・給料月額を3.62%引き上げた場合です。この改定率3.62%は、令和7年度人事院勧告による、公務員と民間企業の給与水準の差である「官民較差率」を根拠とするものです。

最後、Eにつきましては、AとDの改定内容を合わせた案、つまり月

額報酬を 3.62%引き上げ、期末手当を 0.05 月引き上げた場合となります。

また、下段の表についてですが、引き上げを議論する際は、県内他市とのバランスを考慮する必要があるとの御意見が昨年度の審議会にてございましたことから、県内他市の状況としまして、年間収入額の上位 6 市をお示ししております。

以上が、資料 2 の報酬等月額・期末手当の引上げシミュレーション資料の説明となります。

事務局からの説明は以上となります。審議の参考にしていただければと思います。

会 長 ありがとうございました。

資料の説明をいただきましたが、何か事務局の案はありますか。あれば説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局案を御説明いたします。

先ほど御説明しました資料 2 の報酬等月額・期末手当の引上げシミュレーション資料を御覧ください。

先ほども申し上げましたが、引き上げを議論する際は、県内他市とのバランスを考慮する必要があるとの御意見が昨年度の審議会にてございました。その観点から申し上げますと、県内におきまして、人口や予算・決算規模からしますと、鈴鹿市は、四日市市、津市に次ぐ 3 番目の規模の自治体と言えますことから、現状、特別職報酬等の額は県内 3 番目となっておりますが、改定案の B～E 案となりますと、市長の年間収入額が現在 2 番目の四日市を超えることとなります。

なお、市長以外の特別職につきましては、改定案 B～E であっても、四日市または津市の年間収入額を超えることはございませんが、市長以外の特別職のみ報酬額等を引上げることの積極的な理由や根拠はありませんことから、従来通り一律での引き上げとすべきと考えます。

これらのことから、社会経済情勢や本市の財政状況も考慮したうえで、改定案 A の「令和 7 年度人事院勧告に基づく支給月数の改定率」である「期末手当の 0.05 月引上げ」とすることが、市民感情としても納得が得られるものかと考えます。

以上が事務局案の御説明となりますが、あくまでも参考意見と捉えていただければと思います。

会 長 ありがとうございます。事務局からはあくまでも参考意見としてはありますが、Aの令和7年度人事院勧告に基づく期末手当支給月数の改定である「0.05月」を引き上げた場合が市民感情としては納得の得られるものではないかとの説明がありました。それでは委員の皆さんに御意見をお伺いしますが、事務局案はあくまでも参考としていただき、御自身の意見をおっしゃっていただければと思います。

それでは、審議に入ります。本日は、前回の議論を踏まえ、報酬の改定と期末手当の改定について、委員皆様の御意見をいただきたいと思います。

田中委員 本日お配りいただいた資料を拝見し、また御説明いただいた内容から、第1回審議会では月額報酬を引き上げるのいいのではないかと意見しましたが、月額報酬を引き上げる場合の妥当な割合を自身で見いだせないことと、県内全体のバランスを考慮し、月額は据え置きとし、期末手当のみ0.05月引上げが妥当だと考えます。

片山委員 第1回審議会では、他市の状況や議員定数の話が多く出ていましたが、本審議会においては議員定数を削減してその分をどう振り分けるかという話ではなく、あくまでも議員定数は現在のままで報酬等をどうするのかという議論をすべきかと考えますので、現在の財政状況や他市とのバランスを考慮した報酬額等の改定ということであれば、令和7年度人事院勧告に基づいた期末手当のみ0.05月引上げが妥当だと考えます。

直原委員 資料を見させていただくとA案かB案かなと思いましたが、我々が企業の初任給をどうするかと考える場合に、他社などと比較して初任給を決定しますが、他社も同時に初任給を上げていることもよくあることです。事務局の説明では、資料の改定案B～Eでは四日市市長の年収を鈴鹿市長が超えてしまうということでしたが、四日市市は近年毎年報酬等を上げているので、改定案B～Eであっても結果としては超えないということもあるのではないかと考えます。またB案の月額報酬2.8%引上げとA案の期末手当のみ0.05月引上げとの間を取るような引上げも議論できないのかなと思いました。

事務局 御意見ありがとうございます。報酬等を引き上げる場合、その引上げの根拠として、従来、人事院勧告の指定職俸給表の改定率や官民較差

率などを用いております。ですので、A案とB案の間を取った改定というのですと、なかなか根拠の説明が難しくなるかと思われま

す。昨年度は、議会から議員定数の削減や通年議会制度による議会活動の増加などの変革に伴う報酬額等の再考のため提言をいただき、当審議会を開催いただき、その答申に則り特別職の報酬を引き上げる改定を行ったという経緯がございます。

補足としまして、昨年度は議員の月額報酬と期末手当合わせますと全体で6%程度の引上げとなる改定を行っております。これは、昨年度の国家公務員の特別職が参考としている国家公務員指定職の俸給表の引上げよりも高い引上げとなっておりますので、今年度は全体のバランスを考慮し、事務局としては期末手当のみの引上げが妥当かというような例示をさせていただきました。

直原委員 引上げの場合の改定率について、根拠となる数字があった方がいいということですので、それであれば今年度はA案の期末手当のみ0.05月引上げが妥当かと考えます。

杉本委員 私も特別職報酬等の改定については、A案の期末手当のみ0.05月引上げが妥当かと考えます。市民生活に影響している物価上昇のなかにおいて、報酬額引上げは昨年度大幅にしていますし、慎重になるべきと考えます。今回の見直しは必要最低限の見直しということで、期末手当の0.05月引上げというのが一番市民に寄り添っているのではないかと思います。市長や議員の皆様におかれては、人口規模も大きい市の行政や議会の責任を果たしていただいているので、将来を見越して報酬を確保しておくという観点でも、すべて報酬額を据え置きとするよりも、僅かにはなってしまいますが、期末手当を引き上げる案であれば全体経費としても一般会計に対する影響も少ないのではないかと思います。市民感覚と行財政のバランスもとれているのではないかと思います。

事務局 本日御欠席の委員の方々につきまして、本日の資料を事前にお配りし、事務局から内容の御説明をいたしました。その後、御意見をいただきましたので御紹介します。

まず、稲田委員におかれましては、「人事院勧告に則り、一般職員と同じ期末手当0.05月引上げでよいと考えます」との御意見をいただいております。次に、川戸委員におかれましては、「報酬等を引き上げるのは

賛成であり、期末手当の方が柔軟性があるため、人事院勧告に準拠した期末手当 0.05 月引上げが妥当と考えます。」との御意見をいただいております。以上が本日御欠席の委員の皆様から事前に頂戴した御意見となります。

水野委員、矢田委員については急遽の欠席となりましたことから、御意見を頂戴できておりません。

会 長 ありがとうございます。各委員の皆様から報酬額と期末手当の改定について、御意見を頂きました。いろいろな意見が出されましたが、当審議会の方針としては、市長及び副市長、議員の報酬等については、改定を行わず、期末手当については人事院勧告と同様の改定が適当ではないかと感じましたが、委員の皆様いかがでしょうか？
御異議ございませんか？

(異議なし)

会 長 では、審議会の方針としては、市長及び副市長、議員の報酬等については据え置き、期末手当については 0.05 月引き上げるという改定が適当であるという答申を行っていくということを結論といたします。
それでは、答申案の素案を事務局に準備していただきますので、しばらく休憩をとります。

(答申案配付)

会 長 答申案素案の準備ができましたので、事務局から配付させていただきます。事務局で朗読をお願いします。

(答申案読み上げ)

会 長 この答申案の素案に対して、御意見を頂きたいと存じます。

会 長 特に意見もないようですので、この答申案を御承認いただけますでしょうか。

異議無いようですので、全員一致で承認頂いたものと認めます。

それでは、この答申を市長に手渡す流れについて、事務局から説明してもらいます。

事務局 答申につきましては、12月2日火曜日13時から審議会を代表いたしました。田中会長から市長へ答申書を手渡していただきたいというふうに考えております。

また、同時にこの日に記者発表もさせていただく予定でございますので、各委員におかれましては、御了承いただきたいと思っております。

会 長 これでは本審議会に付託されました事項の審議を全て終了いたしました。委員の皆様には、大変お忙しい中、貴重なお時間を頂戴し、熱心に御議論をいただき、厚くお礼申し上げます。私も会長の役目を終えましたので、事務局にバトンタッチいたします。

皆様の御協力を頂き、最後まで努めることができましたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局 会長ありがとうございました。

熱心に、かつ、慎重に御審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

その他の事項といたしまして、1点御連絡いたします。

まず、議事録の取扱いについて連絡いたします。

先日、メールでお送りいたしました前回の議事録案につきまして、修正がございましたら、本日会議終了後に事務局へお申し出ください。

また本日の議事録でございますが、作成次第メールにてお送りいたしますので、御確認の上、修正等があれば御連絡をお願いいたします。

確認後に、田中利佳委員に御署名を頂き、第1回、第2回ともに審議会議事録として鈴鹿市ウェブサイトへ掲載いたします。

それでは、これで第2回鈴鹿市特別職報酬等審議会を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

～終了～